

## 平成 16 年度税制改正の要綱

〔 平成 16 年 1 月 16 日  
閣 議 決 定 〕

最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制について、年金制度改革に資する観点をも踏まえつつ、世代間及び世代内の公平を確保するための見直しを行う。併せて、地方分権を推進する観点から所要の措置を講ずる。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

**三 金融・証券税制**

- 1 公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における譲渡所得等の金額について、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の優遇税率(7%)を適用する。  
(注) 上記の改正は、平成 16 年 1 月 1 日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用する。
- 2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等
  - (1) 特定口座内保管上場株式等の範囲に、公募株式投資信託の受益証券を加える。  
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。なお、外国投資信託以外の公募株式投資信託については、同年 10 月 1 日以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。
  - (2) 特定口座の取扱者の範囲に、銀行、協同組織金融機関又は登録金融機関を加える。  
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に設定される特定口座について適用する。
- 3 公募株式投資信託の受益証券の譲渡による損失について、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の対象とする。
- 4 公募株式投資信託の受益証券の販売をする証券業者、銀行、協同組織金融機関、登録金融機関又は投資信託委託業者（以下「証券業者等」という。）が、顧客からの買取請求により公募株式投資信託の受益証券を買い取った場合において、当該受益証券が、その設定（追加設定を含む。）の際に当該顧客に取得され、その取得の時から社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の方法により管理されているときは、当該証券業者等が当該受益証券の買取りをした日又は同日の翌営業日の当該公募株式投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が所有していた期間に対応する部分については、一定の要件の下で、源泉徴収を行わないこととする。  
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に買い取った公募株式投資信託の終了又は一部の解約について適用する。
- 5 特定口座を開設する居住者等が出国をする場合において、その特定口座での上場株式等の出入れを行わないことその他一定の要件の下で、その者の帰国後にその特定口座の継続適用を認める。  
(注) 上記の改正は、平成 16 年 4 月 1 日以後に出国をする場合について適用する。

- 6 上場株式等以外の株式等を譲渡した場合における株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税率を15%（現行20%）に引き下げる。（再掲）  
 （注）上記の改正は、平成16年1月1日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用する。
- 7 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、次の措置を講ずる。  
 (1) 転職者等の非課税継続適用期間を2年（現行1年）に延長する。  
 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に離職等をした場合について適用する。  
 (2) 公社債投資信託以外の公募証券投資信託に係る財形住宅（年金）非課税貯蓄契約につき目的外払出しをした場合における遡及課税について、上場株式等の配当等に係る優遇税率は適用しないものとする。  
 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後に目的外払出しの事実が生じた場合について適用する。
- 8 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる。  
 (1) 適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子C.P.）に該当するものを加える。  
 (2) 短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度等を整備する。  
 （注）上記(1)の改正は、平成16年4月1日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記(2)の改正は、平成18年4月1日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。  
 (3) 適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。  
 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。

## 五 国際課税

- 4 償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、適用対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。（再掲）  
 （注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。
- 5 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 6 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 7 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例の適用期限を2年延長する。

## 六 年金税制

### 3 確定拠出年金制度

- (1) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。
- |               |         |         |
|---------------|---------|---------|
| ① 企業型         | （現 行）   | （改正案）   |
| イ 他の企業年金がない場合 | 月額3.6万円 | 月額4.6万円 |
| ロ 他の企業年金がある場合 | 月額1.8万円 | 月額2.3万円 |
- ② 個人型
- |             |         |         |
|-------------|---------|---------|
| ・ 企業年金がない場合 | 月額1.5万円 | 月額1.8万円 |
|-------------|---------|---------|
- (2) 少額資産の場合の中途引出し要件の緩和を図る。

## 八 その他

### 1 社会経済情勢の変化への対応

(8) 不動産投資法人が特定目的会社の特定資産を取得するためその特定目的会社が発行する優先出資証券のすべてを取得した場合には、一定の要件の下、その優先出資証券について、不動産投資法人の支払配当の損金算入要件である他の法人の発行済株式又は出資の総数の 100 分の 50 以上を有していないこととの要件を適用しないこととともに、その取得した優先出資証券に係る利益の配当について不動産投資法人で課税する。

### 2 その他の租税特別措置の改正

#### (3) 適用期限の延長

⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長する。

リ 特定目的会社（ＳＰＣ）が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減